地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月17日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 契約の概要
 中庭雨水排水管溢水修繕委託
- 2 履行(納品)場所 横浜市泉区緑園 5-28 緑園義務教育学校前期課程
- 3 契約日 令和6年9月4日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年9月4日
- 5 契約金額 69,300円
- 5 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市西区久保町4-12 三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 前期棟1階西側の中庭より雨水が溢れそうになった。緊急契約により早急に雨水を 排出し溢れないよう処置を行う必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由 一般競争入札有資格者名簿から緊急対応が可能な事業者を選定した。
- 9 所管課 緑園義務教育学校前期課程